

（1）前提

- ①まちづくりとの関連性
- ②費用負担のあり方
- ③住民、関係者間の合意形成

（案）

- 震災遺構は所在する沿岸市町において、まちづくりとの関連性や維持管理費を含めた適切な費用負担のあり方、住民・関係者間の合意が重要であり、市町において十分議論を尽くした上で、保存と活用方法を決定することが基本である。
- しかし、その歴史的価値が高いと認められる震災遺構については、さらに広い視野に立って議論し、自然災害からの脅威に立ち向かう人類共有の資産として保存を検討する必要がある。

震災遺構の保存に対する考え方（案）

（2）役割

●震災遺構の役割（後世に向けて防災・減災に役立つ）

- ①鎮魂
- ②災害文化の伝承
- ③次世代への継承

（案）

- 今回の震災の痛手から立ち直り、復旧・復興に向かっていく姿勢と遺構を対比させることで、震災で亡くなった方々への鎮魂になる。
- 当該地域において、繰り返される地震や津波等の自然災害に対して、警笛を鳴らす役割を担う。
- 地元だけにとどまらず、他地域や将来にわたって震災の脅威や教訓を伝えるほか、防災意識の醸成を促す。

震災遺構の保存に対する考え方（案）

（3）対象

- 被災の痕跡を残す構造物・建築物
 - ①後世に伝承すべきメッセージ性が強い建物等
 - ②防災上の反省を後世に伝えるべき建物
 - ③人命を守った建物

（案）

- 保存すべき遺構となるものは、復興やまちづくりに支障をきたさない建物等で次のに該当するものを対象とする。
 - ①後世に伝承すべきメッセージ性が強い建物等
 - ②防災上の反省や教訓を後世に伝えるべき建物
 - ③人命を守った建物

- 構造物や建築物以外の取り扱い
 - ・地形、地層、岩、樹木 など

震災遺構の保存に対する考え方（案）

（４）保存方法

- 完全な形での現地保存
- 移築した上での保存
- 遺構の一部をメモリアルとして復興祈念公園等で保存
- 一切手をかけない見守り保存
- 解体するが記録として保存し、アーカイブで伝える等

（案）

- 完全な形での現地保存
 - 二次情報（文書、写真、データ等）では十分に伝えきれない「力」をもったもので、優先されるべき保存方法

- 移築した上での保存
 - 完全保存ができない場合の次の手法。対象物が限られる
- 遺構の一部をメモリアルとして復興祈念公園等で保存
 - 完全保存や移築が困難な場合の手法
- 手をかけない見守り保存
 - 保存方法が決まるまでの措置として有効
- 解体するが記録として保存し、アーカイブで伝える
 - 解体される場合への対応として、また、広く情報発信する優れた手法

- 及び上記の組み合わせ

- 保存する場合の配慮
 - ・遺構を保存する場合は、住民や関係者への対応を考える。
 - ・とくに「歴史的価値」が高いと認められる遺構については、その保存する意義等を説明し、後世に残す上で様々な価値があることに理解を求める。
 - ・心理的負担に感じている方々への視覚的な配慮も検討する。

震災遺構の保存に対する考え方（案）

（5）費用

- ①初期費用（国から支援）
- ②維持管理費
- ③後世への残し方

（案）

震災遺構の保存の初期費用については国から支援策が示されたが、維持管理費については財政支援の見通しが不明なことから、後世への負担とならないよう将来にわたって維持管理が可能な施設が保存の対象となる。

○維持管理の手法

- ・ 寄付を募る。
- ・ 入場料や説明料等を徴する。
- ・ 天然記念物や文化記念物等の既存の保存支援制度を活用する。
- ・ 工面がつくまで当分の間「見守り保存」を続け、最低限の維持管理にとどめる。

震災遺構の保存に対する考え方（案）

（6）選定にむけて

●有識者会議で議論・判断すべき事項

○ 歴史的価値（希少性・インパクト(=発信力)・祈念施設としての役割)

- ・ 歴史的価値が大きい A
- ・
- ・ B
- ・
- ・ 歴史的価値が小さい C

○ 教育的価値（防災教育的価値）

- ・ 防災教育上の価値が大きい A
- ・
- ・ B
- ・
- ・ 防災教育上の価値が小さい C

○ 再現性

- ・ 初めて見る者にも震災の状況が伝わりやすい A
- ・
- ・ B
- ・
- ・ 初めて見る者には震災の状況が伝わりにくい C

*その他の判断事項

- ・ 住民の意向
- ・ 復興計画上の位置付け
- ・ 整備に要する経費
- ・ 管理に要する経費